

WEDGE

OPINION

森信茂樹(中央大学法科大学院教授/東京財團上席研究員)

国にも個人にも利益 法人税改革を 「第3の矢」の試金石に

はじめての「苦い選択」である消費税増税を決断した安倍首相。

日本の財政や社会保障の現状を考えれば、大いに評価できる。

今後は、本格的な法人税改革に着手できるかどうかが、日本の成長戦略の試金石となる。

改革のポイントは、平均実効税率と表面税率をいかに引き下げるができるか、

そして、財源を確保するためにいかに課税ベースを拡大し、赤字法人対策を打てるかにある。

安倍首相は、はじめての「苦い選択」である消費税増税を来年4月から8%へ引き上げる決断をした。わが国の財政や社会保障の状況を考えると、大いに評価すべきだ。一方で、経済対策として公共事業の拡大を含む5兆円規模の歳出増をセットとしたことは、上述した消費税増税の趣旨からすると疑問が残る。・

投資減税では 効果は限定的

もうひとつ問題となるのは、投資減税である。わが国はすでに幾重にも投資減税を行つてきただが、国内の設備投資は増加せず、企業は内部資金を積み上げてきた。経済の先行きに対する確信が持てないなかでの設備投資減税の効果は限られている。また投資減税は、重厚長大産業をターゲットとしているが、すでにわが国の産業構造は、サービス産業へと転換をしており、投資減税は、雇用の7割近くを維持しているサービス産業にはほとんど利益が及ばない。

このように、投資減税の効果を十分検証することなく追加的に減税を行ふことは、財政資金の無駄使いに終わる可能性が高い。それよりも、本格的な法人税改革に着手するかどうか、これが成長戦略の最大の試金

では今必要な法人税減税とはどのようなものなのだろうか。これを考えるにあたつて有益な研究成果がある。それは、法人税が企業行動にどのような影響を与えるかを分析した英國シンクタンクIFSの公表したマーリーズ・レビューである。

法人税の企業行動に与える影響を、「平均（実効）税率」「限界税率（追加的な投資に対する税率）」「表面税率」の3つに分けて分析している。企業が、自国で生産するか他国で生産するかという決定に影響を及ぼすのは「平均（実効）税率」である。次に、一国での投資水準に影響を与えるのは、政策減税などを加味した「限界税率」である。最後に、多国籍企業が利益をどこに留保するかという観点からは、「表面税率」が重要なメルクマールとなる。

この分析に従つて、現下のわが国の経済状況からどのような税率の引き下げが必要かを考えてみよう。復興特別法人税終了後のわが国の法人表面実効税率（表面税率の地方税損金算入を調整したもの）は、現在の40・7%から5%下がり35・6%となるが、いまだ先進諸外国と比べて数%高い。これが、エネルギーコストなどと並んで企業の立地コストに

影響を与え、グローバルに活動する企業の空洞化や雇用の流出を招く一因となっている。従つて、「一層の空洞化や雇用喪失を避けるという観点から、「平均（実効）税率」の引き下げが必要であるといえよう。

一方で、投資減税などによる「限界税率」の引き下げは、現下のわが国企業の手元流動性などから考

えて投資行動に大きな影響を与えることは考えられないことは先述したとおりである。

では「表面税率」はどうか。多国籍企業が低税率国に所得を移転させるプランニングが主要国サミットでも大きな課題になったが、わが国の直接投資の国別動向を国際收支統計から見ると、オランダやケイマンなどのタックスヘイブンを経由する資金が急増している。このことは、わが国でも「表面税率」を引き下げて租税回避のインセンティブを軽減することの必要性・重要性が高いことを意味している。

このようにわが国で今必要な法人税減税は、サービス業など広く全業種に恩典があり、自国経済の空洞化を防止し、外国からの企業を呼び込む「平均（実効）税率」と「表面税率」の両方の引き下げだということになる。

課税ベースの拡大が財源の確保に重要

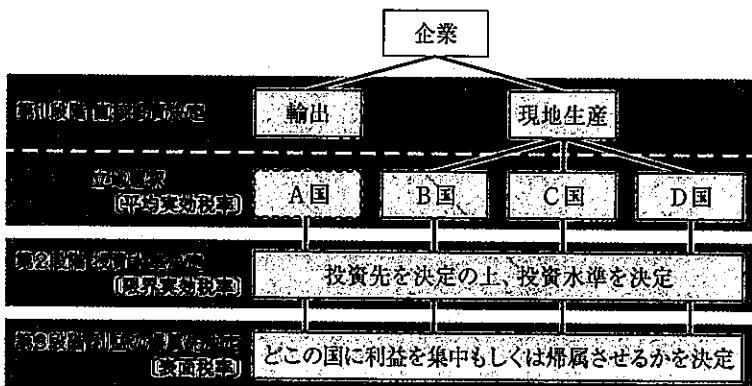
法人税改革を行う場合の最大の課題は、税率（表面税率と実効税率）を引き下げるための財源をどう確保するかという点である。財政健全化のために消費税増税を行う際に、ネットの法人税減税を行うことは論理矛盾におちいるので、そのような政策は避けなければならない。

第1に必要なことは、「課税ベースの拡大」である。基本的には法人

では「表面税率」はどうか。多国籍企業が低税率国に所得を移転させるプランニングが主要国サミットでも大きな課題になったが、わが国の直接投資の国別動向を国際收支統計から見ると、オランダやケイマンなどのタックスヘイブンを経由する資金が急増している。このことは、わが国でも「表面税率」を引き下げて租税回避のインセンティブを軽減することの必要性・重要性が高いことを意味している。

- ・第1段階：自国で生産・輸出するか、海外で現地生産（直接投資）するかを決定
：海外で現地生産する場合、どこの国で生産するかを決定（立地選択）
- ・第2段階：投資先を決定の上、どの程度の規模で投資するかを決定（投資水準決定）
- ・第3段階：どこの国に利益を集中もしくは帰属させるかを決定（利益の帰属先決定）

○意思決定の各段階において参考とする税率は異なってくる



(出所) 諸資料よりウェッジ作成

このようにわが国で今必要な法人税減税は、サービス業など広く全業種に恩典があり、自国経済の空洞化を防止し、外国からの企業を呼び込む「平均（実効）税率」と「表面税率」の両方の引き下げだということになる。

これまで闇の中であつた使用実績が明らかになつたわ

税の中で行なうことが望ましいが、法人実効税率を引き下げるという観点からは、その他の税目の見直しも含めて考える必要がある。世界で最も評価の高いレーガン第2期の税制改革は、所得税と法人税全般にわたつ

て課税ベースを見直し、その財源で法人税率を12%引き下げた。これが、ベンチャーエンターパークの誕生や米国IT産業興隆につながつたのである。もう1つ重要なのは、わが国の法人税率が高止まりしている要因が地主税特別措置（以下、租特）の抜本的整理縮小があげられる。2010年度に租特透明化法が成立し、租特の運用実態が国会に報告されいる。それを見ると、特定高度通信設備の特別償却や、国際戦略特別地域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除などは適用件数がゼロとなつてきている。

このようにわが国で今必要な法人税減税は、サービス業など広く全業種に恩典があり、自国経済の空洞化を防止し、外国からの企業を呼び込む「平均（実効）税率」と「表面税率」の両方の引き下げだということになる。

これまで闇の中であつた使用実績が明らかになつたわ

けで、これを活用すれば抜本的な整理統合が可能となる。

租特は、いわゆる政・官・財（業界団体）のトライアングルで形成されてきた既得権益の結晶である。その意味で租特の見直しは、財源確保というより、税制の公平性・透明性を高め、簡素化に資する法人税改革という趣旨で行なうべきだ。

もう1つ重要なのは、わが国の法人税率が高止まりしている要因が地主税特別措置（以下、租特）の抜本的整理縮小があげられる。2010年度に租特透明化法が成立し、租特の運用実態が国会に報告されいる。それを見ると、特定高度通信設備の特別償却や、国際戦略特別地域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除などは適用件数がゼロとなつてきている。

このようにわが国で今必要な法人税減税は、サービス業など広く全業種に恩典があり、自国経済の空洞化を防止し、外国からの企業を呼び込む「平均（実効）税率」と「表面税率」の両方の引き下げだということになる。

これまで闇の中であつた使用実績が明らかになつたわ

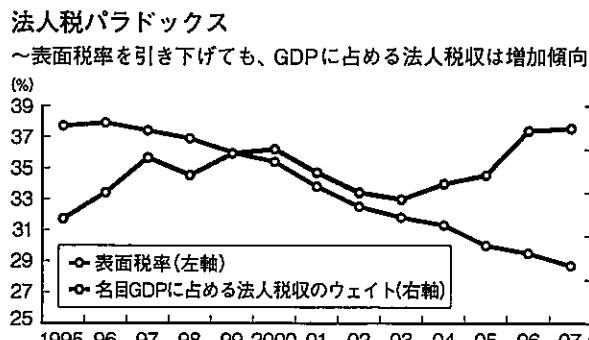
けで、これを活用すれば抜本的な整理統合が可能となる。

租特は、いわゆる政・官・財（業界団体）のトライアングルで形成されてきた既得権益の結晶である。その意味で租特の見直しは、財源確保というより、税制の公平性・透明性を高め、簡素化に資する法人税改革という趣旨で行なうべきだ。

もう1つ重要なのは、わが国の法人税率が高止まりしている要因が地主税特別措置（以下、租特）の抜本的整理縮小があげられる。2010年度に租特透明化法が成立し、租特の運用実態が国会に報告されいる。それを見ると、特定高度通信設備の特別償却や、国際戦略特別地域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除などは適用件数がゼロとなつてきている。

このようにわが国で今必要な法人税減税は、サービス業など広く全業種に恩典があり、自国経済の空洞化を防止し、外国からの企業を呼び込む「平均（実効）税率」と「表面税率」の両方の引き下げだということになる。

これまで闇の中であつた使用実績が明らかになつたわ



(注) 対象は、1998年時点のEU加盟15カ国

(出所) OECD Revenue Statistics 及びIMFのデータから経済産業省が作成したデータをもとにウェッジ作成

欠損)である。資本金1億円超の法人に限定するとの割合は46%以下があるので、赤字法人は圧倒的に資本金1億円以下の中小企業が多い。

赤字法人が多い理由は、個人事業形態より法人形態で事業を行った方が税制面で有利という我が国特有の事情で「法人成り」と称されている。本来法人形態での事業は、法人税と配当所得課税の二重課税が生じるので税制上不利なはずだが、法人の事業を赤字にして法人税を回避しつつ、従業員にして所得の分散を図ることができる。あわせて経営者（社長）の給与が、法人段階で経費となり、

これを防止する観点から06年度に法人税法が改正され、1人オーナー会社（特殊支配同族会社）の業務主宰役員給与については、給与所得控除相当額の損金算入を認めない制度が創設された。しかし、民主党により10年度改正で廃止されたという経緯がある。赤字法人対策としては、法人税法でなく所得税法の中で給与所得控除の削減を図ることや、法人住民税の均等割部分を大幅に拡大するといった対策が考えられる。

ところで、赤字法人の多いことが、法人税減税が効果がないことの理由に挙げられることがあるが、法人税減税と「法人成り」との間には直接の関係はない。我が国の法人税の実態を見ると、わずか0・5%の資本金1億円以上の企業が法人所得の60%近くを稼ぎ出している。彼らにとって法人税減税の意義は大きい。

2つの問題を区別して、それぞれにきちんと対応することが必要だ。

日本の参考になる 法人税パラドックス

O E C D 諸国 の直近20年間の法人税率(表面税率)の動向をみると、ほぼ

個人段階での給与所得控除が適用され、2回の控除が可能となり節税となるのである。

これを防止する観点から06年度に法人税法が改正され、1人オーナー会社（特殊支配同族会社）の業務主宰役員給与については、給与所得控除相当額の損金算入を認めない制度が創設された。しかし、民主党により10年度改正で廃止されたという経緯がある。赤字法人対策としては、法人税法でなく所得税法の中で給与所得控除の削減を図ることや、法人住民税の均等割部分を大幅に拡大するといった対策が考えられる。

ところで、赤字法人の多いことが、法人税減税が効果がないことの理由に挙げられることがあるが、法人税減税と「法人成り」との間には直接の関係はない。我が国の法人税の実態を見ると、わずか0・5%の資本金1億円以上の企業が法人所得の60%近くを稼ぎ出している。彼らにとって法人税減税の意義は大きい。

2つの問題を区別して、それぞれにきちんと対応することが必要だ。

パラドックスが生じた原因は、第1に、各国で（表面）税率引き下げと同時に課税ベースの拡大が行われたこと、第2に、個人から法人への所得シフトが生じたこと、第3に、税率引き下げにより企業のアントレプレナー・シップ（起業家精神）が発揮され経済が活性化したこととされ

すべてのO E C D 諸国で法人税率が引き下げられ、Race to the bottomとも呼ばれる激しい税の引き下げ競争が行われてきたことが分かる。旧東欧諸国がドイツやフランスなどの企業を自国に引き込もうと法人税率を引き下げるが、それに対抗する先進諸国はやむを得ず自国の法人税率を引き下げるという、いたちごっこが繰り広げられる。それは、1980年代以降貫して法人表面税率は下がってきたが、法人税収の対GDP比は上昇しており、税収の低下は起きていないことである。これは、「法人税パラドックス」と呼ばれ、さまざまな研究が行われている。代表的な研究では、これを法人税収、法人の総営業利益、経済全体の総営業利益の3つに分解して分析し以下のような結論を導いている。

パラドックスが生じた原因は、第1に、個人から法人への所得シフトが生じたこと、第3に、税率引き下げにより企業のアントレプレナー・シップ（起業家精神）が発揮され経済が活性化したこととされ

ている。これは、わが国の法人税改革も、課税ベースの拡大や成長戦略とセットで行えば、「経済成長と財政再建の2つが達成できる」という極めて重要な事実を物語っている。

わが国の法人実効税率引き下げは重要かつ奥深き課題であるが、これを成し遂げるには、錯綜した利害を調整し合意を得る強力なリーダーシップが必要となる。法人税減税をうまくマネージできるかどうかがアベノミクスの試金石といえる。

法人と個人は決して対立するものではない。個人は法人から、労働の対価として賃金をもらい、預金（貸付金）を通じて銀行から利子を受け取り、株式投資を通じて配当と株式譲渡益を受け取る。いわば、同じ船に乗っているのだ。法人税減税の成果が、企業業績の向上を通じて家計に所得増、配当増、株式譲渡益増につながっていけば、成長の成果が国家財政（税収増）と国民（所得増）に還元されることになる。そうなつてこそアベノミクスは、世界から称賛を浴びる経済政策となる。

（W）

【もりのぶ・しげき】1973年京都大学法学部卒業後、大蔵省入省。主税局調査課長、主税局総務課長、東京税関長を歴任。2000年財務総合政策研究所長。06年財務省を退官し、07年より現職。ジャパン・タックス・インスティチュート所長、東京財團上席研究員も務める。